

令和6年4月1日 改正

学 則 (案)

武庫川女子大学

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、武庫川学院立学の精神に基づき、女子に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、高い知性と善美な情操と高雅な徳性を兼ね具えた有為な日本女性を育成して、平和的世界文化の向上に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、武庫川女子大学と称する。

(所在地)

第3条 本学は、兵庫県西宮市池開町6番46号に設置する。

(自己点検及び評価)

第4条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究の改善に努める。

2 前項の点検及び評価の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条の2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため、本学における研修及び研究を組織的に実施するものとする。

2 前項の教育内容等の改善のための組織的な研修等の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第2章 学部・学科・収容定員・目的及び修業年限

(学部・学科及び収容定員)

第5条 本学に置く学部・学科及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
文 学 部	日 本 語 日 本 文 学 科	150	3年次 25	650
	英 語 グ ロ ー バ ル 学 科	200	3年次 25	850
	歴 史 文 化 学 科	80	—	320
教 育 学 部	教 育 学 科	240	3年次 25	1,010
心 理 ・ 社会福祉学部	心 理 学 科	150	—	600
	社 会 福 祉 学 科	70	—	280
健康・スポーツ 科学部	健 康 ・ ス ポ ー ツ 科 学 科	180	3年次 20	760
	ス ポ ー ツ マ ネ ジ メ ン ト 学 科	100	—	400
生活環境学部	生 活 環 境 学 科	165	3年次 20	700
社会情報学部	社 会 情 報 学 科	180	—	720
食物栄養科学部	食 物 栄 養 学 科	200	3年次 10	820
	食 創 造 科 学 科	80	3年次 5	330
建 築 学 部	建 築 学 科	45	—	180
	景 観 建 築 学 科	40	—	160
音 楽 学 部	演 奏 学 科	30	—	120
	応 用 音 楽 学 科	20	—	80
薬 学 部	薬 学 科	210	—	1,260
	健 康 生 命 薬 科 学 科	40	—	160
看 護 学 部	看 護 学 科	80	—	320
経 営 学 部	経 営 学 科	200	—	800

(目的)

第5条の2 各学部・学科の目的は次のとおりとする。

2 文学部は、人間の本質と文化的所産を人文諸科学の観点と方法により探究し、探究の過程と成果に基づき、時代と社会の要請に応じうる有為な女性を育成することを目的とする。

(1) 日本語日本文学科は、日本語日本文学の教育研究を通じて、健全な社会の構築と発展に寄与することのできる、有為な女性を養成することを目的とする。

(2) 英語グローバル学科は、英語英米文化文学の教育研究を通して、言語や文化、文学を深く理解し、自文化のみならず異文化の優れた理解者として、実践的に英語を使って国際社会で活躍できる有為な女性を養成することを目的とする。

(3) 歴史文化学科は、現代日本の社会が歴史的に形成されてきたことを理解した上で、多元的な歴史認識に立って未来社会を創造する有為な女性を養成することを目的とする。

3 教育学部教育学科は、立学の精神と教育推進宣言に則り、平和で民主的な社会の形成者として、幅広い教養と豊かな人間性を備えとともに、時代と社会の要請に応えつつ高度化していく教育・保育を担える有為な女性の育成を目的とする。

この目的を実現するために、教育学・保育学の優れた知見を広く学び、その応用と研究により学びを深めることを通じて、国内・国外の様々な教育・保育の場において必要とされる優れた実践的指導力、高い意欲及び創造性を養う。

4 心理・社会福祉学部は、幅広い教養と豊かな人間性を備えとともに、来るべき人間中心社会の担い手として、「誰一人取り残さない (leave no one behind) 世界」の実現に向けて、社会が抱えるさまざまな課題の解決や新たな価値創造のために、心理学や社会福祉学の知識とスキルを積極的に活用して「持続可能な社会」の実現に向けて、自ら考え行動する力、他者と共に生きる社会の共同的な価値を創造する力、社会の多様性や異質性を理解し社会的な課題に立ち向かうことができる力を備えた人材の育成を目的とする。

(1) 心理学科は、自身の理想を探求・追求し、社会の一員としての自覚を持ち、人びとの幸福に貢献することを目指して、心理学の諸領域における専門的知識と方法論を習得するとともに、個人・社会的問題および学術的課題を主体的に発見し、その解決過程を他者と協働しながら実践的に学ぶことによって、課題発見力と実践力を身につけ、多様な課題に想像力と柔軟性をもって取り組むことができる人材を養成することを目的とする。

(2) 社会福祉学科は、一人ひとりの個性とその人らしく生きる権利を尊重し、支援を必要としている人たちと共に自らも、さらには地域や社会もエンパワメントしていけるよう、グローバルな社会の一員としてさまざまな領域で活躍することを目指し、人間中心社会の理念を理解し、持続可能な包摂的社会の実現に向け地域市民として、また福祉専門職として、他者と共に生きる社会における共同的な価値の創造を希求し、社会の多様性、異質性に謙虚に向き合い、社会的な課題の解決に向けて実践することができる人材を養成することを目的とする。

5 健康・スポーツ科学部は、幅広い専門知識並びに豊かな人間性と倫理観を養い、学校や企業、地域社会で活躍できる優れた健康・スポーツの実践者・指導者・管理者となる有為な女性を育成

することを目的とする。

- (1) 健康・スポーツ科学科は、科学的知識に裏づけられた体育・スポーツの研究とその実践を通して、心身の健康並びに体力の保持増進について指導者的役割を担う、幅広い分野の健康・スポーツに関わる指導者、保健体育に関わる教育者を養成することを目的とする。
 - (2) スポーツマネジメント学科は、健康スポーツ科学の優れた知見と実践を広く学び、多角的な視点からスポーツマネジメントやビジネスに対する理解を深め、多様な社会的課題の解決やダイバーシティの推進に資するマネジメント力と創造性を有する女性を育成することを目的とする。
- 6 生活環境学部生活環境学科は、衣服、インテリア、住居、建築から、街・都市空間、地球環境までを連続した生活環境としてとらえ、さらにこれに関わる歴史や生活文化的視点も取り入れながら、理系と文系の考え方を融合させた幅広い視野に立って、新しい時代に対応できる人間性豊かな、専門性と創造的能力を持った有為な女性を育成することを目的とする。
- 7 社会情報学部社会情報学科は、情報化社会を超えるデータ駆動の新しい世界に向けて、社会科学と情報科学を両翼とし、これをデータサイエンスで結合する実践的教育研究体系によって、コンピュータネットワークがもたらす仮想空間においても、人間性をいかに発揮できる知恵と技術をそなえた人材を育成することを目的とする。
- 8 食物栄養科学部は、栄養士・管理栄養士の基礎資格の基礎から応用までの科目を修得させ、実践力と応用力を有する人材育成を実施する。さらに食物栄養学科では、あらゆる人々に対して食による予防・医療栄養を遂行できる指導力のある人材、また食創造科学科では国内外の食産業界で第六次産業をグローバルな発想力で企画運営できる人材の育成を目的とする。
- (1) 食物栄養学科は、食物栄養の分野にとどまらず、公衆衛生学、臨床医学、栄養学、栄養教育、臨床栄養学、公衆栄養学分野等の専門的な知識と技術を広く学び、その応用と研究により学びを深めることを通じて、管理栄養士として必要とされる実践的指導力、高い意欲と創造性を身につけることを目的とする。
 - (2) 食創造科学科は、初年次よりキャリア意識を育みながら、栄養士関連科目を修得して専門性を高め3年次後期には全員に食産業企業へのインターンシップ参加を義務づける。在学中の就業体験を通じて、実践的な知識を深め、人間形成・キャリア形成を図り、次世代の食産業を牽引する女性人材の輩出を目的とする。
- 9 建築学部は、「真」「善」「美」の修得と同時に、価値基準が異なる「真」「善」「美」を互いに総合する能力を養い、安全で、使い易く、美しい、真に人間的な住環境を創生する基礎的能力を培うことを目的とする。
- (1) 建築学科は、「真」「善」「美」の修得と同時に、価値基準が異なる「真」「善」「美」を互いに総合する能力を養い、安全で、使い易く、美しい、真に人間的な住環境を創生する基礎的能力を、UNESCO-UIA 建築教育憲章に対応した世界基準の学びを通して培うことを目的とする。
 - (2) 景観建築学科は、「真」「善」「美」の修得と同時に、価値基準が異なる「真」「善」「美」を互いに総合する能力を養い、安全で、使い易く、美しい、真に人間的な住環境を創生する基礎

的能力を、自然との共生や景観映像情報技術の幅広い学びを通して培うことを目的とする。

10 音楽学部は、理論と実践を通じて、音楽知識・技術及び東西文化の普遍的な美的価値観を追求するとともに、音楽応用を探究し、文化・社会の発展に寄与する音楽家をはじめ、音楽の指導者、音楽応用の専門家を育成することを目的とする。

(1) 演奏学科は、音楽演奏を通して、豊かな人間性と幅広い教養、高い専門知識・技術を養い、演奏家、指導者として文化・社会の発展に寄与する有為な女性を養成することを目的とする。

(2) 応用音楽学科は、豊かな人間性と幅広い教養、音楽専門知識・技術に基づく音楽の応用によって、地域・社会の活性化及び人間の心身の健康の維持・安定に貢献できる有為な女性を養成することを目的とする。

11 薬学部は、幅広い教養と人間性豊かな専門知識を基盤として、医療と薬並びに健康に関する多様な分野で、医療人としての薬剤師をはじめ、薬の創製・管理、衛生薬学、薬事行政などの諸活動を通して、薬学に課せられた社会的使命を遂行し得る有為な女性を養成することを目的とする。

(1) 薬学科は、薬剤師として高度な臨床能力と実践力を有し、医療人としての使命感を持ち、病院・薬局などの医療機関をはじめ、薬の専門家としてあらゆる場面で活躍できる有為な女性を養成することを目的とする。

(2) 健康生命薬科学科は、健康科学、生命科学を重視した薬科学教育によって、研究機関、医薬品関連業界、環境衛生行政など、薬と健康に関連した多彩な分野で社会に貢献できる有為な女性を養成することを目的とする。

12 看護学部看護学科は、豊かな人間性に裏づけられた感性を生かし、様々な健康レベルの人々（患者）を生活者としてとらえ、豊かな人間性と高い倫理観、科学的根拠に裏づけられた行動力をもって、心身両面にわたってトータルケアのできる未来志向の看護実践者を育成することを目的とする。

13 経営学部経営学科は、本学院が掲げる立学の精神、教育目標、教育推進宣言に則り、平和で民主的な社会の形成者として、幅広い教養とグローバル化する社会への理解を有し、地域社会で生きる人々を尊重し、相互に助け合うことができる豊かな人間性を備えるとともに、経営全般に関する専門的知識と実践力を有し、どのような時代にあっても、世界のどこにいても、何歳であっても、たとえ逆境にいたとしても、自らの暮らしをその環境にあわせて構築し、そのために必要となる知識や技能を獲得し、協力してくれる人との良好な関係を築ける能力と意欲を持ち続け、国内外のビジネス社会で活躍できる人材を養成することで、“しなやかな女性キャリア”の実現に貢献することを目的とする。

（大学院及び専攻科）

第6条 本学に大学院及び専攻科を置く。

2 大学院の学則並びに専攻科に関する必要な事項は、別に定める。

（修業年限及び在学年限）

第7条 本学の修業年限は4年とする。ただし、薬学部薬学科については6年とする。

2 第16条の規定により編入学した者、再入学及び転入学した者の修業年限の取扱いについては、

別に定める。

3 在学年限は、修業年限の2倍を超えることができない。

4 本条第3項のほか、薬学部薬学科においては、同一学年に在学することができる年数は2年を限度とする。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

前 学 期 4月1日より8月31日まで

後 学 期 9月1日より3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 創 立 記 念 日 2月25日

(3) 日 曜 日

(4) 夏 季 休 業 8月5日より9月14日まで

(5) 冬 季 休 業 12月25日より翌年1月7日まで

(6) 春 季 休 業 3月20日より4月2日まで

2 学長は、必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に規定するもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学・編入学・再入学・留学・転学部・転学科・退学・休学・復学及び除籍

(入学の時期)

第11条 入学期日は学年の始めとする。ただし、後学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 大学入学資格検定規程により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(5) 高等学校卒業程度認定試験規則により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(6) 文部科学大臣が高等学校若しくは中等教育学校の課程と同等の課程を有するものとして認定

した在外教育施設の当該課程を修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学において、相当の年齢に達し高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第13条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選抜)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選抜を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第15条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 入学を許可された者は、所定の期日までに、入学誓書兼同意書・保証書・その他本学所定の書類を提出しなければならない。

4 前項の保証書の保証人は、独立の生計を営む満25歳以上の者で、確実に保証人の責務を履行し得るものでなければならない。若し、本学において不適当と認めたときは、保証人の変更を命ずることがある。

5 保証人が死亡又はその他の理由で、その責をつくし得ないときは、新たに保証人を選定して、直ちに届け出なければならない。

6 保証人が転居した場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

(編入学)

第16条 本学に、編入学を志願する者があるときは、編入学定員を定める学科等のほかは、欠員のある場合に限り、選抜の上、入学を許可することがある。

2 編入学の入学資格は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 短期大学を卒業した者

(2) 大学に2年以上在学し、本学が定める所定の単位を修得した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 学校教育法第132条の規定により、大学に編入学することができる者

3 第1項の規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

4 編入学について必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第16条の2 本学に、再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在

学すべき年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

3 再入学について必要な事項は、別に定める。

(留学)

第16条の3 本学と交換留学協定又は派遣留学に関する協定を締結している外国の大学に留学を志願する者があるときは、選考の上、留学を許可する。

2 前項により留学した期間は、第7条に規定する修業年限及び在学年限に算入する。

3 留学に関する規定は、別に定める。

(転学部・転学科)

第17条 本学学生が、同一学部属する他の学科へ転学科を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

2 本学学生が、他学部属する学科へ転学部を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

3 転学部又は転学科した者の在学年数には、転学部又は転学科前の在学年数の全部又は一部を通算することができる。

(他大学等からの転学)

第18条 他大学等の学生が、正当な理由により、本学に転学を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

2 前項の転学生については、第16条第3項の規定を準用する。

(他大学等への転学)

第19条 他大学等に転学を志望する者があるときは、やむを得ない事情のある場合にのみ許可することがある。

(退学)

第20条 退学しようとする者は、所定の用紙にその理由を記入し、保証人連署の上、願い出て、許可を受けなければならない。

2 第7条第4項の規定に基づき、在学することができない者は退学とする。

(休学)

第21条 疾病その他やむを得ない事情により、2か月以上修学することのできない者は、所定の用紙にその理由を記入し、保証人連署の上、願い出て、許可を受けなければならない。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 疾病のため、修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。

(休学の期間)

第22条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第7条第3項及び第4項の在学年限に算入しない。

(復学)

第23条 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、所定の用紙にその理由を記入し、保証人連署の上、願い出て、復学することができる。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 第7条第3項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第22条第2項に規定する休学の期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 休学期間満了後正当な理由なくして、復学、休学の継続、退学のいずれかの願い出がない者
- (4) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (5) 長期間にわたり所在不明の者
- (6) 法に定める在留資格が得られない者
- (7) 死亡した者

第25条 入学・編入学・再入学・留学・転学部・転学科・退学・休学・復学及び除籍する者は、教授会の意見を聴いて、学長が定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第26条 授業科目を分けて、共通教育科目、基礎教育科目及び専門教育科目とする。

- 2 前項の授業科目のほか、特別教育科目を置く。
- 3 共通教育科目の授業科目並びにその単位数は、別表第1のとおりとする。
- 4 基礎教育科目及び専門教育科目の授業科目並びにその単位数は、別表第2のとおりとする。
- 5 特別教育科目の授業科目並びにその授業時間数は、別表第3のとおりとする。

第27条 前条に規定するもののほか、教職、司書、司書教諭及び学芸員に関する専門教育科目を置く。

- 2 前項の各授業科目並びにその単位数は、別表第4から第7のとおりとする。

(教育職員免許状)

第27条の2 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、第35条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を、別表第1、第2及び履修方法（別表第1、第2の備考）、並びに別表第4に従い修得しなければならない。

- 2 本学で開設する教育職員免許法施行規則第66条の6に定める「日本国憲法」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「各教科の指導法」、「大学が独自に設定する科目」の授業科目並びにその単位数は、別表第4のとおりとする。ただし、教育学部教育学科においては別表第2のとおりとする。健康・スポーツ科学部健康・スポーツ科学科における教育職員免許法施行規則第66条の6に定める「日本国憲法」は別表第4のとおり、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「各教科の指導法」、「大学が独自に設定する科目」は別表第2のとおりとする。スポーツマネジメント学科に

おける教育職員免許法施行規則第66条の6に定める「日本国憲法」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」は別表第4のとおり、「各教科の指導法」は別表第2のとおりとする。

- 3 食物栄養科学部食物栄養学科の学生で栄養教諭一種免許状授与の所要資格を得ようとする者は、第1項によるほか、栄養士法、同法施行規則及び管理栄養士学校指定規則に定める所定の単位を修得しなければならない。
- 4 本学において当該所要資格を取得できる学部学科、教員免許状の種類及び免許教科又は領域を次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科又は領域
文 学 部	日 本 語 日 本 文 学 科	中学校教諭一種免許状	国 語
		高等学校教諭一種免許状	国語・書道
	英 語 グ ロ ー バ ル 学 科	中学校教諭一種免許状	英 語
		高等学校教諭一種免許状	英 語
	歴 史 文 化 学 科	中学校教諭一種免許状	社 会
		高等学校教諭一種免許状	地 理 歴 史
教 育 学 部	教 育 学 科	幼稚園教諭一種免許状	—
		小学校教諭一種免許状	—
		中学校教諭一種免許状	国語・英語
		特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者 肢体不自由者 病弱者
健康・スポーツ 科 学 部	健康・スポーツ科学科 スポーツマネジメント学科	中学校教諭一種免許状	保 健 体 育
		高等学校教諭一種免許状	保 健 体 育
生活環境学部	生 活 環 境 学 科	中学校教諭一種免許状	家 庭
		高等学校教諭一種免許状	家 庭
社会情報学部	社 会 情 報 学 科	高等学校教諭一種免許状	情 報
食物栄養科学部	食 物 栄 養 学 科	栄養教諭一種免許状	—
音 楽 学 部	演 奏 学 科	中学校教諭一種免許状	音 楽
	応 用 音 楽 学 科	高等学校教諭一種免許状	音 楽
薬 学 部	健 康 生 命 薬 科 学 科	中学校教諭一種免許状	理 科
		高等学校教諭一種免許状	理 科

(図書館司書、学校図書館司書教諭)

第27条の3 図書館司書課程履修可能な学科において図書館司書の資格を得ようとする者は、第35条の規定によるほか、図書館法及び同法施行規則に定める単位を別表第5に従い修得しなければならない。

- 2 学校図書館司書教諭講習修了証書授与の資格要件取得可能な学科において学校図書館司書教諭講習修了証書授与の資格要件を得ようとする者は、第35条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める小学校、中学校又は高等学校の教育職員免許状授与の所要資格を得るた

めに必要な単位を修得するとともに、学校図書館司書教諭講習規程に定める単位を別表第6に従い修得しなければならない。

(博物館学芸員)

第27条の4 博物館学芸員課程履修可能な学科において博物館学芸員の資格を得ようとする者は、第35条の規定によるほか、博物館法及び同法施行規則に定める単位を別表第7に従い修得しなければならない。

(保育士)

第27条の5 教育学部教育学科の学生で保育士証交付の資格要件を得ようとする者は、第35条の規定によるほか、児童福祉法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 教育学部教育学科の指定養成施設としての定員は100名である。

3 履修方法は別に定める。

(栄養士、管理栄養士)

第27条の6 食物栄養科学部食物栄養学科及び食創造科学学科の学生で栄養士免許証交付の資格要件を得ようとする者は、第35条の規定によるほか、栄養士法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 食物栄養科学部食物栄養学科の学生で管理栄養士国家試験受験資格を得ようとする者は、前項の規定により栄養士免許証交付の資格要件を得るとともに、管理栄養士学校指定規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

3 履修方法は別に定める。

(建築士)

第27条の7 生活環境学部生活環境学科及び建築学科、建築学部建築学科及び景観建築学科の学生で本学を卒業後2年以上の実務の経験を経て一級建築士国家試験受験資格を得ようとする者は、第35条の規定によるほか、建築士法第14条第1号に基づき、国土交通大臣の指定する建築に関する科目の単位を修得しなければならない。

2 履修方法は別に定める。

(社会福祉士、精神保健福祉士)

第27条の8 心理・社会福祉学部社会福祉学科の学生で、社会福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、第35条の規定によるほか、社会福祉士及び介護福祉士法並びに同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 心理・社会福祉学部社会福祉学科の学生で、精神保健福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、第35条の規定によるほか、精神保健福祉士法に定める所定の単位を修得しなければならない。

3 心理・社会福祉学部社会福祉学科の定員は70名である。

4 心理・社会福祉学部社会福祉学科の、社会福祉士の指定養成施設としての定員は70名である。

5 心理・社会福祉学部社会福祉学科の、精神保健福祉士の指定養成施設としての定員は40名である。

6 履修方法は別に定める。

(看護師)

第27条の9 看護学部看護学科の学生で、看護師国家試験受験資格を得ようとする者は、第35条の規定によるほか、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 履修方法は別に定める。

(単位の計算方法)

第28条 第26条第1項並びに第27条第1項に規定する各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、必要がある場合には、授業科目の内容及び授業の方法に応じ、教育効果を考慮して、30時間の授業をもって1単位とすることができる。音楽の個人指導による実技の授業については、特に授業時間外に必要な学修を考慮して、5時間又は10時間の授業をもって1単位とすることができる。なお、社会福祉士国家試験受験資格に係る「ソーシャルワーク実習Ⅰ、ソーシャルワーク実習Ⅱ」、精神保健福祉士国家試験受験資格に係る「ソーシャルワーク実習Ⅲ、ソーシャルワーク実習Ⅳ」、保育士資格に係る「保育実習、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲ」、及び公認心理師国家試験受験資格に係る「心理実習」として開設の授業科目のうち実習施設における授業時間数については、厚生労働省がそれぞれの指定基準に定める実習時間数に基づき、40時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち2以上の方法により行なう場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

3 特別教育科目である、ボランティア活動及びインターンシップ活動による単位認定は30時間の活動をもって1単位とする。対象となる活動については、別に定める。

(多様なメディアを高度に利用した学修)

第28条の2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前条に規定する講義、演習、実験、実習及び実技による授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（１年間の授業期間）

第29条 １年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（単位の授与）

第30条 特別教育科目を除く授業科目にあっては、その授業科目を履修し、成績評価の結果、合格した者には所定の単位を与える。ただし、第28条第２項の授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与えることができる。

２ 第28条第３項の基準に従って認定された者には所定の特別単位を与える。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第31条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の協定した他の大学又は短期大学の授業科目を履修し修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２ 前項の規定は、学生が第16条の３の規定により外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第32条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

２ 前項により与えることができる単位数は、前条第１項及び第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

３ 第１項に規定する学修に対する単位の認定等について必要な事項は、別に定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第33条 本学の第１年次に入学した学生が、入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について、修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を、本学が教育上有益と認めるときは、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２ 本学の第１年次に入学した学生が、入学する前に行った前条第１項に規定する学修を本学が教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

３ 前２項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第31条第１項及び第２項並びに前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（成績の評価）

第34条 試験等成績の評価は、S、A、B、C、不合格、E、F、認をもって表わし、S、A、B、

C、認を合格とする。

2 この学則に定めるもののほか、成績の評価に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第35条 本学の卒業要件は、第7条に規定する修業年限以上在学し、別表第1、第2に掲げる授業科目の中から、同表に定める履修方法に従い、124単位以上を修得しなければならない。ただし、生活環境学部建築学科及び建築学部の学生は128単位以上を、薬学部薬学科の学生は190単位以上を、看護学部看護学科の学生は127単位以上を修得しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、別表第4から第7に掲げる授業科目を履修し、単位を修得した場合、20単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位数に含めることができる。

(卒業)

第36条 本学に第7条に規定する修業年限以上在学し、前条に規定する所定の単位数を修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第37条 学長は、卒業を認定した者に対して、武庫川女子大学学位規程の定めるところにより、学士の学位を授与する。

第38条 削除

第7章 入学検定料・入学金・学費

(入学検定料等の金額)

第39条 本学の入学検定料・入学金及び学費は、別表第8のとおりとする。

(学費の納入期)

第40条 学費は年2回に分けて納入しなければならない。

2 学費の納入時期については、別に定める。

第41条 納入した入学検定料及び入学金は、事情の如何にかかわらず返還しない。

2 納入した授業料・教育充実費及び学生研修費等の取扱いについては、別に定める。

(退学・停学・休学・復学の場合の学費)

第42条 退学・停学・休学・復学の場合の学費の納入方法については、別に定める。

2 休学中は、学費の納入は免除する。ただし、休学中は、休学在籍料を納入しなければならない。

休学在籍料に関する必要な事項は、別に定める。

(留年・卒業延期の場合の学費)

第42条の2 留年・卒業延期の場合の学費に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

第43条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、副手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

(学長)

第44条 学長は本学の学務を掌理し、所属職員を統督する。

(副学長)

第45条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 学長に事故あるときは、その職務を代行する。

(学部長)

第46条 本学に学部長を置く。

2 学部長は、当該学部の学務を掌理し、所属職員を統督する。

(共通教育部長)

第46条の2 本学に共通教育部長を置く。

2 共通教育部長は、共通教育部の学務を掌理し、所属職員を統督する。

(学科長)

第47条 本学に学科長を置く。

2 学科長は、当該学科の学務を掌理し、所属職員を統督する。

(共通教育科長)

第47条の2 本学に共通教育科長を置く。

2 共通教育科長は、共通教育の学務を掌理し、所属職員を統督する。

(幹事教授)

第48条 本学に幹事教授を置く。

2 幹事教授は、学科長を補佐する。

第9章 学部教授会、共通教育部教授会及び評議会

(学部教授会)

第49条 本学に学部教授会（以下「教授会」という。）を置く。

(共通教育部教授会)

第49条の2 本学に共通教育部教授会を置く。

(教授会の構成)

第50条 教授会は、当該学部の専任教授をもって構成する。ただし、学部長が必要と認めたときは、当該学部の専任の准教授、講師及び助教を加えることができる。

2 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

(共通教育部教授会の構成)

第50条の2 共通教育部教授会は、当該部の専任教授をもって構成する。ただし、共通教育部長が

必要と認めたときは、当該部の専任の准教授、講師及び助教を加えることができる。

2 共通教育部教授会は、共通教育部長が招集し、その議長となる。

（教授会の審議事項）

第51条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（共通教育部教授会の審議事項）

第51条の2 共通教育部教授会は、学長が、共通教育に係る教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

2 共通教育部教授会は、学長及び共通教育部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる共通教育に係る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（評議会）

第52条 本学に大学評議会（以下「評議会」という。）を置き、全学部を横断する事項について審議する。

（評議会の構成）

第53条 評議会は、開設する学部・学科を代表する者を含む学長の申請に基づき理事長が任命した次に掲げる評議員をもって構成する。

- (1) 学 長
- (2) 副 学 長
- (3) 各学部長
- (4) 共通教育部長
- (5) 各学科長
- (6) 教育研究所長
- (7) 附属図書館長
- (8) その他、学長が必要と認めた者

2 評議会は、学長が招集し、その議長となる。

（評議会の審議事項）

第54条 評議会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学則に基づく規程の制定改廃に関する事項
- (2) 学務に関する全般的事項

- (3) 学生の入学及び卒業の基準に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する全学的な方針の策定、検証、評価等に関する事項
- (5) 教育、研究に関する全般的事項
- (6) その他学長が評議会の意見を聴くことが必要と定める事項
- (その他)

第55条 本章に定めるもののほか、教授会、共通教育部教授会及び評議会に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生・特別聴講生・研究生・研修員及び外国人留学生

(科目等履修生・特別聴講生)

第56条 本学において、特定の授業科目の履修を志望する者があるときは、本学の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として在籍を許可することがある。科目等履修生が受講した授業科目について試験を受け、これに合格した場合は、所定の単位を与える。

- 2 他の大学又は短期大学（外国の大学・短期大学を含む。）との協議に基づき、当該他の大学又は短期大学の学生が、本学の授業科目について履修を願い出たときは、選考の上、これを特別聴講生として履修を許可することができる。特別聴講生が受講した授業科目について試験を受け、これに合格した場合は、所定の単位を与える。

- 3 科目等履修生の履修料等は、別表第9のとおりとし、特別聴講生の聴講料等は、別に定める。
- (研究生)

第57条 本学において、特に研究を志望する者があるときは、その願い出により、研究生として許可することがある。

- 2 研究生の研究料は、別表第10のとおりとする。

(研修員)

第58条 本学以外の機関に所属する者で、その所属機関の長の委託により、大学において特定事項について研修しようとするときは、願い出により、研修員として許可することがある。

- 2 研修員の研修料は、別に定める。

(外国人留学生)

第59条 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選抜の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

(その他)

第60条 科目等履修生・特別聴講生・研究生・研修員及び外国人留学生の許可については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

- 2 科目等履修生・特別聴講生・研究生及び外国人留学生の本学則の適用については、修学上必要な事項のほか第62条並びに第63条の規定を準用する。
- 3 この学則に定めるもののほか、科目等履修生・特別聴講生・研究生・研修員及び外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第61条 削除

第11章 賞罰

(表彰)

第62条 学生として全学生の模範となる善行のあった者は、教授会の意見を聴いて、学長が表彰する。

(懲戒)

第63条 本学の規則、命令に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学・停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 前2項により停学となった期間は、第7条に規定する修業年限に含めることはできない。

5 この学則に定めるもののほか、懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 附属図書館

(附属図書館)

第64条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規定は、別に定める。

第13章 スポーツセンター

(スポーツセンター)

第65条 本学にスポーツセンターを置く。

2 スポーツセンターに関する規定は、別に定める。

第14章 研究所

(研究所)

第66条 本学に教育研究所、発達臨床心理学研究所、言語文化研究所、生活美学研究所、情報教育研究センター、バイオサイエンス研究所、国際健康開発研究所、トルコ文化研究センター、健康運動科学研究所、栄養科学研究所、学校教育センター、女性活躍総合研究所及び附属総合ミュージアムを置く。

2 研究所に関する規定は、別に定める。

第15章 公開講座

(オープン・カレッジ)

第67条 本学にオープン・カレッジを置く。

2 オープン・カレッジに関する規定は、別に定める。

第16章 学寮

(学寮)

第68条 本学に学寮を置く。

2 学寮に関する規定は、別に定める。

第17章 改廃

(改廃)

第69条 本学則の改廃は、評議会の意見を聴いて、理事会において決定する。

附 則

この学則は、昭和24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和39年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第26条第4項の規定にかかわらず、平成24年度以前の入学生の基礎教育科目及び専門教育科目の授業科目並びにその単位数（別表第2）については、なお従前のとおりとする。
- 3 第35条の規定にかかわらず、平成24年度以前の入学生の卒業の要件については、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第26条第4項の規定にかかわらず、平成25年度以前の入学生の基礎教育科目及び専門教育科目の授業科目並びにその単位数（別表第2）については、なお従前のとおりとする。
- 3 第35条の規定にかかわらず、平成25年度以前の入学生の卒業の要件については、なお従前のとおりとする。

附 則

この学則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第7条第4項、第20条第2項及び第22条第3項の規定にかかわらず、平成26年度以前の入学生の在学年限、退学及び休学の期間については、なお従前のとおりとする。
- 3 第26条第4項の規定にかかわらず、平成26年度以前の入学生の基礎教育科目及び専門教育科目の授業科目並びにその単位数（別表第2）については、なお従前のとおりとする。
- 4 第27条の2第2項の規定にかかわらず、平成26年度以前の入学生の「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」の授業科目並びにその単位数（別表第4）については、なお従前のとおりとする。
- 5 第35条の規定にかかわらず、平成26年度以前の入学生の卒業の要件については、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第26条第4項の規定にかかわらず、平成27年度以前の入学生の基礎教育科目及び専門教育科目の授業科目並びにその単位数（別表第2）については、なお従前のとおりとする。

附 則

この学則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第26条第4項の規定にかかわらず、平成28年度以前の入学生の基礎教育科目及び専門教育科目の授業科目並びにその単位数（別表第2）については、なお従前のとおりとする。
- 3 第27条の3第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成28年度以前の入学生については、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第26条第4項の規定にかかわらず、平成29年度以前の入学生の基礎教育科目及び専門教育科目の授業科目並びにその単位数（別表第2）については、なお従前のとおりとする。
- 3 第27条の2の規定にかかわらず、平成29年度以前の入学生の中学校・高等学校教諭「教職に関する科目」の授業科目及びその単位数（別表第4）、並びに教育職員免許状授与の所要資格を取得できる学部学科、教員免許状の種類及び免許教科又は領域については、なお従前のとおりとする。
- 4 第28条第1項第3号の規定にかかわらず、平成29年度以前の入学生については、なお従前のとおりとする。
- 5 第35条の規定にかかわらず、平成29年度以前の入学生の卒業の要件については、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 文学部教育学科は、平成31年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 第26条第4項の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学生の基礎教育科目及び専門教育科目の授業科目並びにその単位数（別表第2）については、なお従前のとおりとする。
- 4 第27条の2、第27条の5及び第27条の8の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学生については、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 生活環境学部食物栄養学科は、令和2年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 生活環境学部建築学科は、令和2年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 第5条の2第6項、第7項及び第11項の規定にかかわらず、平成31年度以前の入学生については、なお従前のとおりとする。
- 5 第26条第4項の規定にかかわらず、平成31年度以前の入学生の基礎教育科目及び専門教育科目の授業科目並びにその単位数（別表第2）については、なお、従前のとおりとする。
- 6 第27条の2第3項及び第4項の規定にかかわらず、平成31年度以前の入学生については、なお従前のとおりとする。
- 7 第27条の6の規定にかかわらず、平成31年度以前の入学生については、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第26条第4項の規定にかかわらず、令和2年度以前の入学生の基礎教育科目及び専門教育科目の授業科目並びにその単位数（別表第2）については、なお従前のとおりとする。
- 3 第27条の2（別表第4）の規定にかかわらず、令和2年度以前の入学生については、なお従前のとおりとする。
- 4 第35条の規定にかかわらず、令和2年度以前の入学生の卒業の要件については、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第26条第4項の規定にかかわらず、令和3年度以前の入学生の基礎教育科目及び専門教育科目の授業科目並びにその単位数（別表第2）については、なお従前のとおりとする。
- 3 第27条の2の規定にかかわらず、令和3年度以前の入学生の各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等、大学が独自に設定する科目の授業科目並びにその単位数（別表第4）については、なお従前のとおりとする。
- 4 第35条の規定にかかわらず、令和3年度以前の入学生の卒業の要件については、なお従前のと

おりとする。

附 則

- この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 5 条に規定する心理・社会福祉学部心理学科及び社会福祉学科の収容定員は令和 5 年度から令和 7 年度までの間、次のとおりとする。

年度 学部・学科	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	収容定員	収容定員	収容定員
心理・社会福祉学部 心理学科	150	300	450
心理・社会福祉学部 社会福祉学科	70	140	210

- 文学部心理・社会福祉学科は、令和 5 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 第 27 条の 8 の規定にかかわらず、令和 4 年度以前の入学生の文学部心理・社会福祉学科社会福祉コースの、精神保健福祉士の指定養成施設としての定員は 30 名である。
- 第 5 条に規定する健康・スポーツ科学部スポーツマネジメント学科の収容定員は令和 5 年度から令和 7 年度までの間、次のとおりとする。

年度 学部・学科	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	収容定員	収容定員	収容定員
健康・スポーツ科学部 スポーツマネジメント学科	100	200	300

- 第 5 条に規定する社会情報学部社会情報学科の収容定員は令和 5 年度から令和 7 年度までの間、次のとおりとする。

年度 学部・学科	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	収容定員	収容定員	収容定員
社会情報学部 社会情報学科	180	360	540

- 生活環境学部情報メディア学科は、令和 5 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 第 5 条の 2 第 4 項、第 5 項及び第 7 項の規定にかかわらず、令和 4 年度以前の入学生については、なお従前のとおりとする。
- 第 26 条第 3 項の規定にかかわらず、令和 4 年度以前の入学生の基礎教育科目及び専門教育科目の授業科目並びにその単位数（別表第 2）については、なお、従前のとおりとする。
- 第 27 条の 2 第 4 項の規定にかかわらず、令和 4 年度以前の入学生については、なお従前のとおりとする。
- 第 27 条の 8 の規定にかかわらず、令和 4 年度以前の入学生については、なお従前のとおりとする。
- 第 35 条の規定にかかわらず、令和 4 年度以前の入学生の卒業の要件については、なお従前のとおりとする。

別表第1

共通教育科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考	授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択			必修	選択	
基礎教養科目群 人文科学科目				現 代 社 会 と 憲 法		2	
神話・伝説の世界から		2		教養としての法律		2	
平安朝文学の世界		2		暮らしと法律		2	
鎌倉時代の文学への誘い		2		女性と子どものヘルスケア		2	
平安時代の文学への誘い		2		消費者生活論		2	
日常生活からの哲学入門		2		英語で学ぶやさしい経済学		2	
現代フランスの音楽事情		2		英語で学ぶお金の知識		2	
ミュージカル歌唱法		1		我々の暮らしと日本の産業		2	
音楽の科学		2		メディア技術と文字デザイン		2	
フランスの音楽と芸術文化		2		まちづくりと地方自治の役割		2	
先端芸術表現		1		基礎教養科目群 自然科学科目			
自己発見アート		1		文化を創造する数学		2	
未来造形		1		生命科学入門		2	
歌舞伎鑑賞入門		2		生活の中の物理学		2	
日本の文化Ⅰ		2		最先端物理学が描く宇宙		2	
日本の文化Ⅱ		2		微生物がつくる発酵食品の不思議		2	
遊びの人類学		2		薬の歴史と未来		2	
SNSから日本語を見る		2		薬とからだ		2	
基礎教養科目群 社会科学科目				医薬品概論		2	
現代世界の教育		2		基礎教養科目群 国際理解科目			
差別と暴力のない世界をめざして		2		韓国文化の理解		2	
メディアに映る女性		2		中国文化論		2	
生涯福祉論		2		国際協力入門		2	
社会福祉とボランティア		2		世界の中の日本人		2	
福祉レクリエーションの実際		2		基礎教養科目群 現代トピック科目			
子育てと家族関係		2		モラルジレンマから考える私		2	
子育てと母性の気づき		2		女性のためのマーケティング		2	
環境心理学入門		2		Current Affairs in Japan I		2	

授 業 科 目	単 位 数		備 考	授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択			必修	選択	
Current Affairs in Japan II		2		Speaking & Listening III		1	
ジェンダー科目群				P r e s e n t a t i o n		1	
セクシュアリティ入門		2		W r i t i n g I		1	
女性の身体とセクシュアリティ		2		W r i t i n g II		1	
メディアに見るジェンダー		2		English for Careers		1	
女性が輝く社会づくり		2		Reading & Discussion		1	
キャリアデザイン科目群				Global Communication I		1	
女性のためのライフプランニング		2		Global Communication II		1	
自己アピールトレーニング		2		Current Events I		1	
キャリアビジョンと人物評価		2		Current Events II		1	
言語・情報科目群 言語リテラシー科目				Reading & Critical Thinking		1	
英語コミュニケーションⅠ		2		Career Workshop		1	
英語コミュニケーションⅡ		2		ド イ ツ 語 I		2	
英語コミュニケーションⅢ		1		ド イ ツ 語 II		2	
英語コミュニケーションⅣ		1		フ ラ ン ス 語 I		2	
英 語 リ ー デ ィ ン グ I		1		フ ラ ン ス 語 II		2	
英 語 リ ー デ ィ ン グ II		1		フ ラ ン ス 語 I A		1	
英語ライティングⅠ		1		フ ラ ン ス 語 I B		1	
英語ライティングⅡ		1		中 国 語 I		2	
T O E I C 演 習 I		1		中 国 語 II		2	
T O E I C 演 習 II		1		イ タ リ ア 語 I A		1	
T O E I C 演 習 III		1		イ タ リ ア 語 I B		1	
T O E F L 演 習		1		ス ペ イ ン 語 I		2	
T O E I C (初級)		1		ハ ン グ ル I		2	
Basics for Presentation I		1		ハ ン グ ル II		2	
Basics for Presentation II		1		特 別 英 語 演 習 I		4	
Grammar for Communication		1		特 別 英 語 演 習 II		4	
Reading & Writing		1		特 別 中 国 語 演 習 I		2	
Speaking & Listening I		1		特 別 中 国 語 演 習 II		2	
Speaking & Listening II		1		特 別 ハ ン グ ル 演 習 I		4	

授 業 科 目	単 位 数		備 考	授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択			必修	選択	
特別ハングル演習Ⅱ		4		スポーツ実技（ゴルフ）		1	
日 本 語 初 級 A		3		スポーツ実技（バレーボール）		1	
日 本 語 初 級 B		3		スポーツ実技（バドミントン）		1	
日 本 語 初 級 C		3		スポーツ実技（ジャズダンス）		1	
日 本 語 初 級 D		3		スポーツ実技（エアロビクス）		1	
日 本 語 中 級 A		3		スポーツ実技（スリムエアロ）		1	
日 本 語 中 級 B		3		スポーツ実技（ダンスエアロ）		1	
日 本 語 中 級 C		3		ス ポ ー ツ 実 技（水泳）		1	
日 本 語 中 級 D		3		スポーツ実技（軽スポーツ）		1	
日 本 語・上 級 I		2		ス ポ ー ツ 実 技（ヨガ）		1	
日 本 語・上 級 II		2		スポーツ実技（サッカー）		1	
日 本 語・上 級 III		2		からだと気づきと姿勢法		1	
日 本 語・上 級 IV		2		スポーツ実技（スタイルジャズ）		1	
言語・情報科目群 情報リテラシー科目							
Access データベース基礎		2					
情報社会を生きる技術		2					
Web デ ザ イ ン 基 礎		2					
Web デ ザ イ ン 応 用		2					
Scratch によるプログラミング		2					
グラフィックデザイン基礎		2					
フォトレタッチ基礎		2					
データサイエンスの基礎と Excel		2					
データサイエンスの応用と Excel		2					
データリテラシー・AI の基礎	2						
健康・スポーツ科目群 健康・スポーツ科学科目							
ス ポ ー ツ と 栄 養		2					
生 涯 ス ポ ー ツ 論		2					
ス ポ ー ツ と 現 代 社 会		2					
健康・スポーツ科目群 スポーツ実技科目							
ス ポ ー ツ 実 技（テニス）		1					

〔中一種免（社会）及び高一種免（地理歴史）の課程で共通開設〕

・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：緑色

〔中一種免（社会）〕

・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：赤色

文学部 歴史文化学科

授 業 科 目	単 位 数		備 考	授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択			必修	選択	
基礎教育科目				日本近現代史史料を読むⅡ		2	
初 期 演 習 I	1			古 記 録 と 古 文 書		2	
初期演習Ⅱ（歴史文化研究）	1			<u>地 誌 学</u>		<u>2</u>	
歴 史 文 化 資 料 論	2			文 化 遺 産 論		2	
文 化 と 民 族	2			食 の 文 化 誌		2	
文化・歴史研究と情報	2			言語と文字の史的変遷	2		
歴史文化フィールドワーク基礎	2			江戸の風俗と絵画		2	
文章表現法（歴史文化）	2			縄文・弥生の考古学		2	
情報リテラシー（歴史文化）	2			歴史のなかの女性		2	
Oral Communication		2		日本の生活文化	2		
専門教育科目				古墳・中近世の考古学		2	
<u>日 本 史 概 説</u>	<u>2</u>			日本の祭礼春夏秋冬		2	
<u>日 本 史 料 概 説</u>	<u>2</u>			中世の文化史刀剣・武具		2	
考 古 学 概 説	2			<u>地 理 と 情 報</u>		<u>2</u>	
<u>人 文 地 理 学</u>	<u>2</u>			装いの日本文化		2	
<u>日 本 美 術 史</u>		<u>2</u>		すまいの日本文化		2	
<u>女 性 史 概 説</u>	<u>2</u>			出版・メディアの文化史		2	
古 文 書 入 門		2		<u>信 仰 の 民 俗 学</u>		<u>2</u>	
<u>自 然 地 理 学</u>		<u>2</u>		古代中世の都市と交通		2	
民俗資料を読む		2		画 像 文 化 論		2	
文化人類学概説	2			地 域 社 会 論		2	
<u>日 本 思 想 史</u>		<u>2</u>		観 光 文 化 論		2	
<u>地 理 学 概 説</u>	<u>2</u>			意匠・デザインの基礎		2	
<u>日本古代史史料を読むⅠ</u>		<u>2</u>		日 本 芸 能 文 化 史		2	
日本古代史史料を読むⅡ		2		文化財の活用と保存	2		
<u>日本中世史史料を読むⅠ</u>		<u>2</u>		伝統工芸の保存と継承		2	
日本中世史史料を読むⅡ		2		地 域 の 伝 承		2	
<u>日本近世史史料を読むⅠ</u>		<u>2</u>		古代史研究の方法と課題		2	
日本近世史史料を読むⅡ		2		中世史研究の方法と課題		2	
<u>日本近現代史史料を読むⅠ</u>		<u>2</u>		近世史研究の方法と課題		2	

授 業 科 目	単 位 数		備 考	授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択			必修	選択	
近現代史研究の方法と課題		2					
<u>地 域 政 策 論</u>		<u>2</u>					
災 害 と 歴 史		2					
地 域 文 化 研 究		2					
地域文化フィールドワークⅠ		2					
地域文化フィールドワークⅡ		2					
歴史文化フィールドワークⅠ		2					
歴史文化フィールドワークⅡ		2					
歴史文化フィールドワークⅢ		2					
歴史文化フィールドワークⅣ		2					
映像メディア・理論と実践		2					
歴史文化とプレゼンテーション		2					
演 習 Ⅰ	2						
演 習 Ⅱ	2						
卒 業 論 文	4						
中 国 語 入 門		2					
韓 国 語 入 門		2					
英 語 で 読 む 日 本		2					
観 光 英 語		2					
キャリアとコミュニケーション		2					
く ら し と 言 語 景 観		2					
<u>東 洋 史</u>		<u>2</u>					
<u>西 洋 史</u>		<u>2</u>					
<u>近 代 の 世 界 史</u>		<u>2</u>					
多 文 化 共 生 論		2					
観 光 と 行 政		2					
<u>法 律 学</u>		<u>2</u>					
<u>経 済 学</u>		<u>2</u>					
<u>社 会 学</u>		<u>2</u>					
<u>倫 理 学</u>		<u>2</u>					

履 修 方 法 （別表第1、第2の備考）

1. 卒業までに修得すべき最低単位数

学生は、共通教育科目、基礎教育科目及び専門教育科目の中から124単位（建築学科・景観建築学科は128単位、薬学科は190単位及び看護学科は127単位）以上を修得しなければならない。ただし、下記の学部、学科においては、それぞれに規定する単位を含めて修得しなければならない。なお、編入学生の履修方法については、別に定める。

文学部 日本語日本文学科

- 1 共通教育科目の中から16単位以上
- 2 共通教育科目『基礎教養科目群』の中の「社会科学科目」、「自然科学科目」及び『ジェンダー科目群』から合計4単位以上、『基礎教養科目群』の中の「国際理解科目」、「現代トピック科目」及び『大学・初年次ゼミ』の中の「学び発見ゼミ」から合計2単位以上、『言語・情報科目群』の中の「言語リテラシー科目」から合計2単位以上、「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AIの基礎」（2単位・必修）
- 3 基礎教育科目及び専門教育科目の中から64単位以上
- 4 学科指定外国語科目の中から8単位以上

文学部 英語グローバル学科

- 1 共通教育科目の中から14単位以上
- 2 共通教育科目『基礎教養科目群』の中の「社会科学科目」、「自然科学科目」及び『ジェンダー科目群』から合計4単位以上、『基礎教養科目群』の中の「国際理解科目」、「現代トピック科目」及び『大学・初年次ゼミ』の中の「学び発見ゼミ」から合計4単位以上、『言語・情報科目群』の中の「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AIの基礎」（2単位・必修）
- 3 基礎教育科目の中から30単位以上
- 4 専門教育科目の中から60単位以上

文学部 歴史文化学科

- 1 共通教育科目の中から16単位以上
- 2 共通教育科目『基礎教養科目群』の中の「社会科学科目」、「自然科学科目」及び『ジェンダー科目群』から合計4単位以上、『基礎教養科目群』の中の「国際理解科目」、「現代トピック科目」及び『大学・初年次ゼミ』の中の「学び発見ゼミ」から合計2単位以上、『言語・情報科目群』の中の「言語リテラシー科目」から合計2単位以上、「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AIの基礎」（2単位・必修）
- 3 基礎教育科目及び専門教育科目の中から64単位以上
- 4 学科指定外国語科目の中から8単位以上

教育学部 教育学科

- 1 共通教育科目の中から12単位以上
(ただし、次の2の共通教育科目で修得した外国語の単位を含めることができる)
- 2 共通教育科目、基礎教育科目及び専門教育科目の中から、外国語科目8単位以上(英語Ⅰ・英語Ⅱの4単位を含む)
- 3 共通教育科目『基礎教養科目群』の中の「自然科学科目」から2単位以上を含み、『基礎教養科目群』から合計8単位以上、『言語・情報科目群』の中の「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AIの基礎」(2単位・必修)
- 4 基礎教育科目及び専門教育科目から81単位以上

心理・社会福祉学部 心理学科

- 1 共通教育科目の中から6単位以上
- 2 共通教育科目『言語・情報科目群』の中の「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AIの基礎」(2単位・必修)
- 3 基礎教育科目の中から8単位以上
- 4 専門教育科目の中から54単位以上
- 5 学科指定外国語科目の中から8単位以上

心理・社会福祉学部 社会福祉学科

- 1 共通教育科目の中から10単位以上
- 2 共通教育科目『言語・情報科目群』の中の「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AIの基礎」(2単位・必修)
- 3 基礎教育科目の中から16単位以上
- 4 専門教育科目の中から46単位以上
- 5 学科指定外国語科目の中から8単位以上

健康・スポーツ科学部 健康・スポーツ科学科

- 1 共通教育科目の中から8単位以上
- 2 共通教育科目『基礎教養科目群』、『ジェンダー科目群』、『学び発見ゼミ』から合計6単位以上、『言語・情報科目群』の中の「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AIの基礎」(2単位・必修)
- 3 基礎教育科目の中から12単位以上
- 4 専門教育科目の中から62単位以上
- 5 学科指定外国語科目の中から8単位以上

健康・スポーツ科学部 スポーツマネジメント学科

- 1 共通教育科目の中から8単位以上
- 2 共通教育科目『言語・情報科目群』の中の「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AIの基礎」(2単位・必修)
- 3 基礎教育科目の中から12単位以上
- 4 専門教育科目の中から62単位以上

5 学科指定外国語科目の中から8単位以上

生活環境学部 生活環境学科

- 1 共通教育科目の中から14単位以上
- 2 共通教育科目『基礎教養科目群』の中の「人文科学科目」、「社会科学科目」、「ジェンダー科目群」及び『大学・初年次ゼミ』の中の「学び発見ゼミ」から合計4単位以上、『基礎教養科目群』の中の「国際理解科目」、「現代トピック科目」から合計2単位以上、『言語・情報科目群』の中の「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AIの基礎」(2単位・必修)
- 3 基礎教育科目の中から4単位以上
- 4 専門教育科目の中から80単位以上
- 5 学科指定外国語科目の中から8単位以上

社会情報学部 社会情報学科

- 1 共通教育科目の中から16単位以上
- 2 共通教育科目『言語・情報科目群』の中の「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AIの基礎」(2単位・必修)
- 3 基礎教育科目の中から4単位以上
- 4 専門教育科目の中から80単位以上
- 5 学科指定外国語科目の中から8単位以上

食物栄養科学部 食物栄養学科

- 1 共通教育科目の中から6単位以上
- 2 共通教育科目『言語・情報科目群』の中の「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AIの基礎」(2単位・必修)
- 3 基礎教育科目の中から25単位以上
- 4 専門教育科目の中から90単位以上
- 5 学科指定外国語科目の中から8単位以上

食物栄養科学部 食創造科学科

- 1 共通教育科目の中から6単位以上
- 2 共通教育科目『言語・情報科目群』の中の「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AIの基礎」(2単位・必修)
- 3 基礎教育科目12単位
- 4 専門教育科目の中から90単位以上
- 5 学科指定外国語科目の中から8単位以上

建築学部 建築学科

- 1 共通教育科目6単位以上
- 2 共通教育科目『基礎教養科目群』の中の「人文科学科目」及び「社会科学科目」からそれぞれ2単位以上、『言語・情報科目群』の中の「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AIの基礎」(2単位・必修)

- 3 基礎教育科目の中から14単位
- 4 専門教育科目の中から108単位以上

建築学部 景観建築学科

- 1 共通教育科目 6 単位以上
- 2 共通教育科目『基礎教養科目群』の中の「人文科学科目」及び「社会科学科目」からそれぞれ2単位以上、『言語・情報科目群』の中の「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AIの基礎」(2単位・必修)
- 3 基礎教育科目の中から16単位
- 4 専門教育科目の中から106単位以上

音楽学部 演奏学科

- 1 共通教育科目の中から14単位以上
- 2 共通教育科目『基礎教養科目群』の中の「社会科学科目」、「自然科学科目」、「ジェンダー科目群」及び『大学・初年次ゼミ』の中の「学び発見ゼミ」から合計2単位以上、『基礎教養科目群』の中の「国際理解科目」、「現代トピック科目」から合計2単位以上、『言語・情報科目群』の中の「言語リテラシー科目」(ドイツ語又はフランス語)から合計4単位以上及び「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AIの基礎」(2単位・必修)
- 3 基礎教育科目の中から7単位以上
- 4 専門教育科目の中から80単位以上
- 5 上記2のドイツ語又はフランス語の4単位以上を含む学科指定外国語科目の中から8単位以上

音楽学部 応用音楽学科

- 1 共通教育科目の中から8単位以上
- 2 共通教育科目『基礎教養科目群』の中の「社会科学科目」、「自然科学科目」、「ジェンダー科目群」及び『大学・初年次ゼミ』の中の「学び発見ゼミ」から合計2単位以上、『基礎教養科目群』の中の「国際理解科目」、「現代トピック科目」から合計2単位以上、『言語・情報科目群』の中の「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AIの基礎」(2単位・必修)
- 3 基礎教育科目の中から9単位以上
- 4 専門教育科目の中から80単位以上
- 5 学科指定外国語科目の中から8単位以上

薬学部 薬学科

- 1 共通教育科目の中から14単位以上
- 2 共通教育科目『言語・情報科目群』の中の「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AIの基礎」(2単位・必修)
- 3 基礎・専門教育科目の中から174単位以上
- 4 学科指定外国語科目の中から8単位以上

薬学部 健康生命薬科学科

- 1 共通教育科目の中から 8 単位以上
- 2 共通教育科目『言語・情報科目群』の中の「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AI の基礎」(2 単位・必修)
- 3 基礎・専門教育科目の中から116単位以上
- 4 学科指定外国語科目の中から 8 単位以上

看護学部 看護学科

- 1 共通教育科目の中から21単位以上
- 2 共通教育科目『基礎教養科目群』の中の「人文科学科目」、「社会科学科目」から合計 4 単位以上、『基礎教養科目群』の中の「自然科学科目」、「国際理解科目」、「現代トピック科目」、「ジェンダー科目群」、「キャリアデザイン科目群」及び『大学・初年次ゼミ』の中の「学び発見ゼミ」から合計 6 単位以上、『言語・情報科目群』の中の「言語リテラシー科目」から合計 5 単位以上、『言語・情報科目群』の中の「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AI の基礎 (2 単位・必修)」、『健康・スポーツ科目群』から合計 1 単位以上
- 3 基礎教育科目31単位
- 4 専門教育科目の中から75単位以上
- 5 学科指定外国語科目の中から 8 単位以上

経営学部 経営学科

- 1 共通教育科目の中から16単位以上
- 2 共通教育科目『基礎教養科目群』の中の「人文科学科目」、「社会科学科目」から合計 2 単位以上、『基礎教養科目群』の中の「自然科学科目」、「国際理解科目」、「現代トピック科目」から合計 2 単位以上、『ジェンダー科目群』、『キャリアデザイン科目群』から合計 2 単位以上、『言語・情報科目群』の中の「言語リテラシー科目」から合計 4 単位以上、『言語・情報科目群』の中の「情報リテラシー科目」、「健康・スポーツ科目群」、「大学・初年次ゼミ」の中の「学び発見ゼミ」から合計 2 単位以上、『言語・情報科目群』の中の「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AI の基礎」(2 単位・必修)
- 3 基礎教育科目の中から40単位以上
- 4 専門教育科目の中から50単位以上
- 5 学科指定外国語科目の中から 8 単位以上

2 教育職員免許状取得に必要な単位数

教育職員免許状を取得するためには、第27条の2に定められた要件を充足する必要がある。
また、各学科において定められた履修要項に従って、必要単位を修得しなければならない。

別表第4

教育職員免許状

(中学校・高等学校教諭、栄養教諭 教育職員免許法施行規則第66条の6「日本国憲法」)

免許法施行規則に定める科目	修得単位 法定最低	本学の開設授業科目	単位数	必修単位 中一種免	必修単位 高一種免	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2	2	2	

【履修方法】

- (1) その他の教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（本学では「教職基礎科目」と称する。）については、別表第1・別表第2より履修すること。

(中学校・高等学校教諭「各教科の指導法」)

免許法施行規則に定める科目		左の科目に含めることが 必要な事項	修得単位 法定最低	本学の開設授業科目	単位数	必修単位 中一種免	必修単位 高一種免	備考
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目							
		・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中 8 ・ 高 4	国語科指導法Ⅰ	2	2	2	各自が取得する免許状の教科に応じて修得すること
				国語科指導法Ⅱ	2	2	2	
				国語科指導法Ⅲ	2	2	2	
				国語科指導法Ⅳ	2	2	2	
				書道科指導法Ⅰ	2	—	2	
				書道科指導法Ⅱ	2		2	
				英語科指導法Ⅰ	2	2	2	
				英語科指導法Ⅱ	2	2	2	
				英語科指導法Ⅲ	2	2	2	
				英語科指導法Ⅳ	2	2	2	
				社会・地歴科指導法Ⅰ	2	2	2	
				社会・地歴科指導法Ⅱ	2	2	2	
				社会・地歴科指導法Ⅲ	2	2	2	
				社会・地歴科指導法Ⅳ	2	2	2	
				家庭科指導法Ⅰ	2	2	2	
				家庭科指導法Ⅱ	2	2	2	
				家庭科指導法Ⅲ	2	2	2	
				家庭科指導法Ⅳ	2	2	2	
				情報科指導法Ⅰ	2	—	2	
				情報科指導法Ⅱ	2		2	
				音楽科指導法Ⅰ	2	2	2	
				音楽科指導法Ⅱ	2	2	2	
				音楽科指導法Ⅲ	2	2	2	
				音楽科指導法Ⅳ	2	2	2	
				理科指導法Ⅰ	2	2	2	
				理科指導法Ⅱ	2	2	2	
				理科指導法Ⅲ	2	2	2	
				理科指導法Ⅳ	2	2	2	
合計			中 8 ・ 高 4	計		8	8	

【履修方法】

- (1) 「各教科の指導法」の科目を履修するために必要な手続きの詳細は別に定める。
- (2) 上表の科目のうち、各自が取得する免許状の教科に応じて8単位（書道科指導法・情報科指導法は4単位）を修得すること。

(中学校・高等学校教諭「教育の基礎的理解に関する科目等」)

免許法施行規則に定める科目			修得単位 法定最低	本学の開設授業科目	単位数	必修単位 中一種免	必修単位 高一種免	備考
左の科目に含めることが 必要な事項								
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	2	2	
		・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教育史	2			
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教職入門	2	2	2	
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育行政学	2	2	2	
		・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育心理学	2	2	2	
		・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		発達心理学	2			
				特別支援教育論	2	2	2	
				教育課程総論	2	2	2	
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	中10・高8	道徳教育指導論	2	2	—	
		・総合的な学習の時間の指導法〔中〕 ・総合的な探究の時間の指導法〔高〕		総合的な学習の時間と特別活動	2	2	2	
		・特別活動の指導法		教育方法の理論と実践	1	1	1	
		・教育の方法及び技術		ICT 活用の理論と実践	1	1	1	
		・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		生徒指導・進路指導	2	2	2	
		・生徒指導の理論及び方法		教育相談の理論と方法	2	2	2	
		・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
		・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
第五欄	教育実践に関する科目	・教育実習	中5・高3	教育実習事前指導（中高）	1	1	1	
		教育実習事前事後指導(中高)		1	1	1	事前事後指導	
		教育実習Ⅰ（中高）		2	2			
		教育実習Ⅱ（中高）		2	2	2		
		・教職実践演習	2	教職実践演習（中高）	2	2	2	
合計			中27・高23	計	34	30	26	

【履修方法】

- 「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目を履修するために必要な手続きの詳細は別に定める。
- 上表の「免許法施行規則に定める科目区分」ごとに指定されている必修単位数を含んで中学校教諭30単位以上、高等学校教諭26単位以上。
- 「教育実習事前事後指導（中高）」「教育実習Ⅰ（中高）」「教育実習Ⅱ（中高）」「教職実践演習（中高）」については、その履修要件を充足すること。当該履修要件についての詳細は別に定める。
- 「道徳教育指導論」は、高等学校教諭においては「大学が独自に設定する科目」として開設する。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」として修得した単位数のうち中学校教諭27単位、高等学校教諭23単位を超えて修得した単位数を「大学が独自に設定する科目」の修得単位数に含めることができる。

(中学校・高等学校教諭「大学が独自に設定する科目」)

免許法施行規則に 定める科目	修得 法定 単位 最低	算入可能な科目 及び 本学の開設授業科目	単 位 数	中一種免		高一種免		備考
				必修	選択	必修	選択	
大学が独自に 設定する科目	中4 ・ 高12	① 中学校教諭：28単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」・27単位を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」						いずれかの単位で、 中学校教諭4単位以上、高等学校教諭12単位以上修得すること
		① 高等学校教諭：24単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」・23単位を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」						
		② 道 徳 教 育 指 導 論	2	—			2	

【履修方法】

- (1) 「大学が独自に設定する科目」②の科目を履修するために必要な手続きの詳細は別に定める。
- (2) 上表の①②いずれかの単位で、中学校教諭4単位以上、高等学校教諭12単位以上。
- (3) 「道徳教育指導論」は、中学校教諭においては「教育の基礎的理解に関する科目等」として開設する。

(栄養教諭「教育の基礎的理解に関する科目等」)

	免許法施行規則に定める科目		修得単 位 法定最低	本学の開設授業科目	単位数	栄 教 一 種 免 修 単 位	備考
		左の科目に含めることが必要な事項					
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理*	2	2	
		・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門*	2	2	
		・教育に関する社会的、制度的又は経営の事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育行政学*	2	2	
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学*	2	2	
		・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論*	2	2	
		・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程総論*	2	2	
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	道徳教育指導論*	2	2	
				総合的な学習の時間と特別活動*	2	2	
		・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法の理論と実践*	1	1	
		・生徒指導の理論及び方法		ICT活用の理論と実践*	1	1	
		・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		生徒指導の理論と方法	2	2	
				教育相談の理論と方法*	2	2	
第五欄	教育実践に関する科目	・栄養教育実習	2	栄養教育実習事前事後指導	1	1	事前事後指導
				栄養教育実習(学校現場)	1	1	
		・教職実践演習	2	教職実践演習(栄教)	2	2	
合計			18	計	26	26	

【履修方法】

- (1) 「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目を履修するために必要な手続きの詳細は別に定める。
- (2) 上表の「免許法施行規則に定める科目区分」ごとに指定されている必修単位数を含んで26単位以上。
- (3) 「栄養教育実習(学校現場)」「教職実践演習(栄教)」については、その履修要件を充足すること。当該履修要件についての詳細は別に定める。
- (4) *の科目は、中学校・高等学校教職課程と共通開設。

別表第5

図書館司書専門教育科目

図書館法施行規則に規定する科目	必要単位数	左記に相当する 本学の開講科目	単位数	必修単位
生涯学習概論	2	生涯学習概論	2	2
図書館概論	2	図書館概論	2	2
図書館制度・経営論	2	図書館制度・経営論	2	2
図書館情報技術論	2	図書館情報技術論	2	2
図書館サービス概論	2	図書館サービス概論	2	2
情報サービス論	2	情報サービス論	2	2
児童サービス論	2	児童サービス論	2	2
情報サービス演習	2	情報サービス演習Ⅰ	1	1
		情報サービス演習Ⅱ	1	1
図書館情報資源概論	2	図書館情報資源概論	2	2
情報資源組織論	2	情報資源組織論	2	2
情報資源組織演習	2	情報資源組織演習Ⅰ	1	1
		情報資源組織演習Ⅱ	1	1
図書館基礎特論	2	図書館基礎特論	2	4
図書館サービス特論		図書館サービス特論	2	
図書館情報資源特論		図書館情報資源特論	2	
図書・図書館史		図書・図書館史	2	
図書館実習		図書館実習	1	
図書館施設論		—		
図書館総合演習		—		
	24	計	31	26

【履修方法】

- (1) 図書館司書専門教育科目を履修するために必要な手続きの詳細は別に定める。
- (2) 上表の「図書館法施行規則に規定する科目」ごとに指定されている必修単位数を含んで26単位以上。

別表第6

学校図書館司書教諭専門教育科目

学校図書館司書教諭講習規程に定める科目	必要単位数	左記に相当する本学の開講科目	単位数	司書教諭必修
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2	2
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2	2
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	2
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2	2
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2	2
	10	計	10	10

【履修方法】

- (1) 学校図書館司書教諭専門教育科目を履修するために必要な手続きの詳細は別に定める。
- (2) 上表の「学校図書館司書教諭講習規程に定める科目」ごとに指定されている必修単位数を含んで10単位以上。

令和6年4月1日改正

武庫川女子大学学位規程（案）

武 庫 川 女 子 大 学

武庫川女子大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、武庫川女子大学学則第37条及び武庫川女子大学大学院学則第39条の規定に基づき、武庫川女子大学（以下「本学」という。）において授与する学位、論文審査及び試験の方法、その他学位に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位を授与するにあたって付記する専攻分野の名称は、別表第1のとおりとする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、武庫川女子大学大学院（以下「本大学院」という。）の修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本大学院の博士課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、論文を提出して論文の審査及び試験に合格し、かつ前項の規定により博士の学位を授与される者と同等以上の学力があると確認された者にも、授与することができる。

(学位の申請)

第4条 前条第2項から第4項までの規定により、それぞれ当該学位を申請しようとする者は、論文及び論文審査料（別表第2）を添えて、論文審査願（様式第1号）を当該研究科長に提出しなければならない。

(提出論文)

第5条 論文は自著であることを要し、修士にあつては1編1通、博士にあつては1編3通を提出するものとする。ただし、参考として他の自著又は共著の論文を添付することができる。

(論文の審査)

第6条 研究科長は第4条の規定による論文を受理したときは、当該研究科委員会（以下「委員会」という。）の審査に付さなければならない。

2 論文審査は、別に定める期間中に終了するものとする。

(審査員)

第7条 論文の審査及び最終試験は、各委員会において選出された審査員が行う。

2 審査員は教授を充て、3名以上をもって構成し、うち1名は主査、その他を副査とする。

3 主査は審査にあたり、総括の責務を負う。

4 主査は原則として審査対象となる論文の主たる研究指導教員とは別の教員を選出するものとする。ただし、審査にあたり特段の合理的理由がある場合は、この限りではない。

- 5 各委員会において必要があるときは、教授以外の教員を審査員に指名することができる。
- 6 各委員会において必要があるときは、第2項及び第4項に規定する審査員のほか、他の大学院又は研究所等の教員等を審査員に委嘱することができる。

(最終試験)

第8条 最終試験は、審査した論文及びこれに関連のある授業科目について筆記又は口頭により行う。

(審査結果の報告)

第9条 審査員は、論文の審査及び最終試験を終了したときは、委員会に対してその結果を速やかに報告しなければならない。

(委員会の審議)

第10条 委員会は、前条の報告に基づいて、論文審査及び最終試験の可否を審議決定する。

- 2 審議は、当該委員会の委員（海外出張、休職中の者は除く。）の3分の2以上の出席を必要とし、議決は出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(研究科長の報告)

第11条 委員会が前条に規定する審議決定をしたときは、研究科長はその結果を文書をもって学長に報告するものとする。

(学位の授与等)

第12条 学士の学位については、学長は、学部教授会の意見を聴いて、卒業を認められた者に対して、卒業証書・学位記を交付して学位を授与する。

- 2 修士及び博士の学位については、学長は、前条の報告に基づき、研究科委員会の意見を聴いて、学位を授与できると認められた者に対して、学位記を交付して学位を授与し、その氏名等を学位簿に登録するものとする。
- 3 学長は、学位を授与できないと認められた者に対して、その旨を本人に通知するものとする。

(論文要旨等の公表)

第13条 本学が、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第14条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、「武庫川女子大学審査学位論文」と明記して、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の報告)

第15条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、別記様式(様式第3号)による学位授与報告書を文部科学大臣に電子メールにより提出するものとする。

(学位論文の保管)

第16条 修士及び博士の学位の審査に合格した論文は、本学において保管する。

(学位名称の使用)

第17条 学位を授与された者が、その学位を用いるときは、武庫川女子大学の名称を付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第18条 学士、修士及び博士の学位を授与された者に、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為があったときは、学長は、学士は学部教授会、修士及び博士は研究科委員会の意見を聴いて、その学位の授与を取消し、学位記を返付させ、その旨を公表する。

(学位記の再交付)

第19条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を添えて学長に再交付願を提出しなければならない。

(関係書類の様式)

第20条 学位記及び学位申請関係書類の書式は様式第1号及び様式第2号のとおりとする。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、大学評議会及び大学院委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成３年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成３年９月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成６年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成７年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成９年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年１月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 第13条、第14条及び第15条の規定にかかわらず、平成25年3月31日以前に学位を授与されたものについては、なお従前のとおりとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、令和3年度以前の入学生の学位に付記する専攻分野の名称については、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、令和4年度以前の入学生の学位に付記する専攻分野の名称については、なお従前のとおりとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

学位に付記する専攻分野の名称

大学

学 部	学 科	学 位	(専攻分野)
文 学 部	日 本 語 日 本 文 学 科	学 士	(日本語日本文学)
	歴 史 文 化 学 科	学 士	(歴 史 文 化 学)
	英 語 グ ロ ー バ ル 学 科	学 士	(英 語 グ ロ ー バ ル 学)
	教 育 学 科	学 士	(教 育 学)
	心 理 ・ 社 会 福 祉 学 科	学 士	(心 理 学) 又は (社 会 福 祉 学)
教 育 学 部	教 育 学 科	学 士	(教 育 学)
心 理 ・ 社 会 福 祉 学 部	心 理 学 科	学 士	(心 理 学)
	社 会 福 祉 学 科	学 士	(社 会 福 祉 学)
健 康 ・ ス ポ ー ツ 科 学 部	健 康 ・ ス ポ ー ツ 科 学 科	学 士	(健康・スポーツ科学)
	ス ポ ー ツ マ ネ ジ メ ン ト 学 科	学 士	(スポーツマネジメント学)
生 活 環 境 学 部	生 活 環 境 学 科	学 士	(生 活 環 境 学)
	食 物 栄 養 学 科	学 士	(食 物 栄 養 学)
	情 報 メ デ ィ ア 学 科	学 士	(情報メディア学)
	建 築 学 科	学 士	(建 築 学)
社 会 情 報 学 部	社 会 情 報 学 科	学 士	(社 会 情 報 学)
食 物 栄 養 科 学 部	食 物 栄 養 学 科	学 士	(食 物 栄 養 学)
	食 創 造 科 学 科	学 士	(食 創 造 科 学)

建 築 学 部	建 築 学 科	学 士	(建 築 学)
	景 観 建 築 学 科	学 士	(景 観 建 築 学)
音 楽 学 部	演 奏 学 科	学 士	(音 楽)
	応 用 音 楽 学 科	学 士	(応 用 音 楽)
薬 学 部	薬 学 科	学 士	(薬 学)
	健 康 生 命 薬 科 学 科	学 士	(薬 科 学)
看 護 学 部	看 護 学 科	学 士	(看 護 学)
経 営 学 部	経 営 学 科	学 士	(経 営 学)

大学院

研 究 科	専 攻	学 位	(専 攻 分 野)
文 学 研 究 科	日 本 語 日 本 文 学 専 攻	修 士	(文 学)
		博 士	(文 学)
	英 語 英 米 文 学 専 攻	修 士	(文 学)
		博 士	(文 学)
	教 育 学 専 攻	修 士	(教 育 学)
	臨 床 心 理 学 専 攻	修 士	(臨 床 心 理 学)
臨 床 教 育 学 研 究 科	臨 床 教 育 学 専 攻	修 士	(臨 床 教 育 学)
		博 士	(臨 床 教 育 学)
健 康 ・ ス ポ ー ツ 科 学 研 究 科	健 康 ・ ス ポ ー ツ 科 学 専 攻	修 士	(健康・スポーツ科学)
生 活 環 境 学 研 究 科	食 物 栄 養 学 専 攻	修 士	(食 物 栄 養 学)
		博 士	(食 物 栄 養 学)
	生 活 環 境 学 専 攻	修 士	(生 活 環 境 学) 又は (情 報 メ デ ィ ア 学)
		博 士	(生 活 環 境 学) 又は (情 報 メ デ ィ ア 学)
食 物 栄 養 科 学 研 究 科	食 物 栄 養 学 専 攻	修 士	(食 物 栄 養 学)
		博 士	(食 物 栄 養 学)
	食 創 造 科 学 専 攻	修 士	(食 創 造 科 学)
		博 士	(食 創 造 科 学)

建 築 学 研 究 科	建 築 学 専 攻	修 士	(建 築 学)
		博 士	(建 築 学)
	景 観 建 築 学 専 攻	修 士	(景 観 建 築 学)
		博 士	(景 観 建 築 学)
薬 学 研 究 科	薬 学 専 攻	博 士	(薬 学) 又は (臨 床 薬 学)
		修 士	(薬 科 学)
	薬 科 学 専 攻	博 士	(薬 科 学) 又は (応 用 薬 科 学)
		修 士	(薬 科 学)
看 護 学 研 究 科	看 護 学 専 攻	修 士	(看 護 学)
		博 士	(看 護 学)

別表第2

学位（修士・博士）論文審査料

区 分	審 査 料
修士論文（第3条第2項関係）	授業料に含める
博士論文	授業料に含める
1 課程による論文（第3条第3項関係）	
2 課程によらない論文（第3条第4項関係）	
(1) 本大学院博士後期課程及び博士課程を経た者	
(2) 本学専任教職員	
(3) 本大学院博士後期課程を経ない者	
① 本 学 出 身 者	100,000円
② 本学出身者以外の者	予備審査料 50,000円 本 審 査 料 150,000円

様式第1号

論文審査願

年 月 日

武庫川女子大学大学院 研究科長

殿

武庫川女子大学大学院 研究科

学専攻

氏名

このたび 修士
博士 の学位を受けたいので、武庫川女子大学学位規程の規定に基づいて、学位請求論

文1編 通、参考論文 編 通を提出しますから、審査くださるようお願いします。

様式第 2 号 1

第

号

授
与
す
る

本
学

学
部

学
科
所
定
の
課
程
を
修
め
て
本
学
を
卒
業
し
た
こ
と
を
認
め
学
士
（

）
の
学
位
を

年

月

日

卒
業
証
書
・
学
位
記

氏
名

年

月

日生

武庫川女子大学長

様式第2号2

第

号

年

月

日

武庫川女子大学長

および最終試験に合格したので修士（

）の学位を授与する

本学大学院

学研究科

学専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査

学

位

記

氏名

年

月

日生

様式第2号3

第 号
学位論文題目

学位記

氏名

年 月 日生

本学大学院

学研究科

学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査

および最終試験に合格したので博士（ ）の学位を授与する

年 月 日

武庫川女子大学長

様式第 2 号 4

第 号 (乙)
学位論文題目

年 月 日

本学 に 学位論文を提出し 所定の 審査 及び 試験に合格したので 博士 () の 学位を授与する

学 位 記

氏名

年 月 日生

武庫川女子大学長

様式第 3 号（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4）

学 位 （ 博 士 ） 授 与 報 告 書

大学大学院

報 告 番 号	博 士 の 専 攻 分 野 の 名 称	博士の学位を授与された者				博士課程の修了等の状況			博 士 論 文 名	授 与 年 月 日	博士論文 受 理 年 月 日	論文審査 終 了 年 月 日
		(ふりが 氏 名	性別	生年月日	本 籍	大 学 院 名	研 究 科 (専攻) 名	修了(中退) 年 月 日				
甲 第 号 乙	博 士 ()				都 道 府 県							
甲 第 号 乙	博 士 ()				都 道 府 県							
甲 第 号 乙	博 士 ()				都 道 府 県							
甲 第 号 乙	博 士 ()				都 道 府 県							
甲 第 号 乙	博 士 ()				都 道 府 県							
甲 第 号 乙	博 士 ()				都 道 府 県							
甲 第 号 乙	博 士 ()				都 道 府 県							

備 考

1. 報告番号は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）により授与された博士の一連番号とし、第 4 条第 1 項によるものについては「甲第 号」、同条第 2 項によるものについては「乙第 号」とすること。
2. 博士の学位を授与された者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍に代えて当該国籍を記入すること。
3. 博士論文の題名が外国語で表示されている場合には、日本語訳を（ ）を付して記入すること。
4. この報告書は、学位規則第 13 条に定める期間内に、該当する者をまとめて、随時に一覧表の形で提出すること。